

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和元年7月～9月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

※令和4年2月28日、44番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	浜松市多文化共生総合相談ワ ンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交 流協会	R1. 7. 1	15, 424, 206	多文化共生総合相談ワ ンストップセンター は、一元的な相談窓口による相談・情報提供 業務が必須であり、今年度既に浜松国際交流 協会にて同業務を委託している。 相談業務についてポルトガル語、スペイン 語、タガログ語、中国語、ベトナム語、イン ドネシア語に堪能なバイリンガル職員の配置 が必要であり、該当複数言語に対応した職員 体制があるのは浜松国際交流協会のみであ る。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
2	外国人転入手続き窓口業務の 業務分析及び自治体間比較作 業支援業務委託	日本電気株式会社 浜松 支店	R1. 7. 22	4, 492, 800	今回の業務分析・検討は、届出の受付から データのシステム入力までを対象範囲として おり、システムと不可分で一連の業務プロセ スを構築する必要がある。 また、本年度中に本業務で形成した実践モデ ルの実証実験を実施する予定であり、短期間 で本業務を履行するためには、業務対象自治 体が利用する業務システムの構造及び環境を 熟知している業者でなければならない。 業務の対象となる自治体が利用する業務シ ステムを開発した日本電気株式会社は、唯一、 業務システムの構造や内容を熟知している業 者である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	企画調整部情報政策課 （電話：053-457-2722）
3	令和元年度 建設工事技術管 理事業 建設総合情報システ ム改善業務（契約書鏡等）	株式会社浜名湖国際頭脳 センター	R1. 9. 10	3, 300, 000	建設総合情報システムは、本指名業者が開発 したもので、システム構成等の多くが特殊な 仕様であり、他者によるシステム改修は困難 である。このことから、本業務は随意契約 （1者特命）とする。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	財務部技術監理課 （電話：053-457-2426）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	令和3年度の固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地等の不動産鑑定評価業務	静岡県不動産鑑定協同組合、一般財団法人日本不動産研究所浜松支所、中部ガス不動産株式会社特定業務委託共同企業体	R1. 8. 13	149, 212, 260	仕様書の条件を満たす共同企業体は本共同企業体以外はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）
5	北区固定資産現況調査業務	株式会社ゼンリン浜松営業所	R1. 9. 10	1, 485, 000	入札参加資格者名簿（業務委託）に登録をしている住宅地図業者のうち、以下の要件を満たす者が同社以外ないため。 ①著作物である地図情報データを著作権者として利用できる。 ②地図作成の調査時に収集し、地図製品には反映していないが、課税に必要な情報を有している。 ③他自治体で同様の業務で実績がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 （電話：053-457-2629）
6	令和元年度アクトシティ浜松劣化調査及び修繕計画策定業務委託	株式会社日本設計	R1. 7. 2	9, 130, 000	指名業者は、アクトシティ浜松の設備について当初から設計・監理を行い、短期改修計画及び中長期改修計画を策定した実績があり、本計画を提案できる技術及び知識を持っているだけでなく、費用を抑えた計画策定が可能である。 また、指名業者は、当初、アクトシティの民間施設所有者が所有する部分の設計・監理も行っている。官民共有の設備については、今後官民一体となって改修を行うことを考慮しなければならないため、民間施設管理者との調整を図りやすい事業者に委託することは、市にとってメリットがある。 以上から、予算内で適切な改修計画を策定できる事業者は指名業者以外にないため、1者特命による随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
7	浜松市プレミアム付商品券購入対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R1. 7. 1	4, 738, 500	購入対象者（低所得者分）の抽出にあたっては、基準日における住基データ、市民税課税データ、生活保護データを活用する必要があるが、これら全てのデータは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムで管理されている。そのため、これらのデータを利用した購入対象者（低所得者分）データ抽出作業を迅速、かつ、確実にを行うためには、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
8	浜松市障害者福祉システム制度改正等対応改修業務	富士通株式会社 浜松支店	R1. 8. 1	27, 489, 000	本システムは指名業者が開発したシステムであり、他業者での改修が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2863）
9	浜松市障がい者相談支援事業（中区）業務委託	浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会	R1. 8. 30	130, 902, 000	本事業は、すべての障害に対応した相談を行うため、民間法人の専門職が有する知識、経験、ネットワークを活かし、より柔軟で効果的な事業運営を期待し、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2860）
10	浜松市障がい者相談支援事業（東区）業務委託	浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会	R1. 8. 30	87, 372, 000	本事業は、すべての障害に対応した相談を行うため、民間法人の専門職が有する知識、経験、ネットワークを活かし、より柔軟で効果的な事業運営を期待し、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2860）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
11	浜松市障がい者相談支援事業（西区・南区）業務委託	浜松市西・南障がい者相談支援センター共同運営協議会	R1. 8. 30	114, 582, 000	本事業は、すべての障害に対応した相談を行うため、民間法人の専門職が有する知識、経験、ネットワークを活かし、より柔軟で効果的な事業運営を期待し、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2860）
12	浜松市障がい者相談支援事業（北区）業務委託	浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会	R1. 8. 30	88, 182, 000	本事業は、すべての障害に対応した相談を行うため、民間法人の専門職が有する知識、経験、ネットワークを活かし、より柔軟で効果的な事業運営を期待し、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2860）
13	浜松市障がい者相談支援事業（浜北区・天竜区）業務委託	浜松市浜北・天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会	R1. 8. 30	85, 572, 000	本事業は、すべての障害に対応した相談を行うため、民間法人の専門職が有する知識、経験、ネットワークを活かし、より柔軟で効果的な事業運営を期待し、公募型プロポーザル方式によって審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2860）
14	令和元年度浜松市地域包括支援システム追加設置業務（設定及び保守管理業務）	日本事務器株式会社静岡支店	R1. 7. 19	3, 220, 862	当該システムは、指名業者が開発し、独自のカスタマイズを加えたものであることから、当該開発業者が設定・保守を行うのでなければ、不具合等が発生した際に仕様を熟知していないために対応が遅れが出るなど、その使用に著しい支障を生じるおそれがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2361）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
15	国民健康保険システム改修業務委託（被保険者証・高齢受給者証の一体化）	日本電気株式会社 浜松支店	R1. 9. 2	17,874,000	本システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2888）
16	公共交通事業者と連携した公共交通利用促進事業	遠州鉄道株式会社	R1. 7. 16	2,561,900	本業務は、遠州鉄道株式会社が所有・運行する、鉄道車両を使ったイベント等と連携し、普及啓発を図るものである。したがって、同社以外の事業者による事業実施は不可能であることから、1者特命による契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部環境政策課 （電話：053-453-6154）
17	浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証 配送・回収・廃棄業務	株式会社ハマキョウレックス	R1. 7. 5	1,211,328	本業務は新納付済証への切り替えに伴う臨時の業務である。現在履行中の浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証管理業務と同様の受託者にする事で、販売店等の混乱を防ぎ、円滑かつ適正に受注及び配送することができるため、株式会社ハマキョウレックスの1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理課 （電話：053-453-0011）
18	浜松市高齢者就労支援事業業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R1. 7. 18	2,966,700	公募型プロポーザルにより応募のあった2者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより審査・検討し、企画提案書が特定された業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業総務課 （電話：053-457-2115）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
19	令和元年度 浜松市屋外広告物管理システム再構築業務	株式会社フジヤマ	R1. 7. 24	1, 375, 000	浜松市屋外広告物管理システムは、株式会社フジヤマが、平成17年に開発した屋外広告物管理システム（パッケージソフト）を、平成26年に本市が導入したものである。 パッケージソフトの導入（使用ライセンスのみの取得）のため、システムの著作権については、株式会社フジヤマが保有している。 本業務については、システムの中身を改造するものであり、著作権を有する株式会社フジヤマ以外の者は、業務を履行することができない。 よって、株式会社フジヤマを1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部土地政策課 （電話：053-457-2344）
20	令和元年度 天竜浜名湖線沿線緑化事業	天竜浜名湖鉄道株式会社	R1. 9. 10	28, 490, 000	事業の対象となるのは線路脇鉄道用地であり、天竜浜名湖鉄道株式会社以外に事業を実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部交通政策課 （電話：053-457-2910）
21	都市型産業創出に向けたリノベーションまちづくり事業支援業務	株式会社アフタヌーンソーエティ	R1. 8. 26	4, 991, 690	地元企業、ベンチャー企業など様々な分野の民間企業が連携し、都市型産業の創出を図りつつリノベーションまちづくりを推進する事業プランを策定するためには、リノベーションまちづくりに関する高度で専門的な知識及びコーディネート能力が必要である。 当社は全国のリノベーションまちづくりに関する計画策定やコーディネート等の支援業務を先駆的に実施し成果を残しており、十分な知識及びコーディネート能力を有している。 また、平成26年度に「浜松家守構想」を策定し、本市の現状や特性、本構想の内容を十分に理解しており、本構想の推進を図る本業務の受託者として一者特命の随意契約とするものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 （電話：053-457-2342）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
22	令和元年度 市単独土木施設 災害復旧事業 浸水区域（高 塚川流域外）調査業務	株式会社フジヤマ	R1. 7. 23	7, 236, 000	浸水被害の状況把握は、現地に浸水痕跡が残 存する短期間に調査を実施する必要があるた め、「災害時における測量設計等業務委託に 関する協定書」第5条に基づき、災害応急業務 協力者へ要請するもの。依頼業者の選定につ いては、静岡県測量設計業協会へ上記に対応 できる業者推薦を依頼し、災害応急業務協力 者名簿の中から推薦を受けた、株式会社フジ ヤマを選定した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	土木部河川課 （電話：053-457-2451）
23	令和元年度 市単独土木施設 災害復旧事業 浸水区域（堀 留川流域）調査業務	不二総合コンサルタント 株式会社	R1. 7. 23	2, 527, 200	浸水被害の状況把握は、現地に浸水痕跡が残 存する短期間に調査を実施する必要があるた め、「災害時における測量設計等業務委託に 関する協定書」第6条に基づき、災害応急業務 協力者へ要請するもの。依頼業者の選定につ いては、静岡県測量設計業協会へ上記に対応 できる業者推薦を依頼し、災害応急業務協力 者名簿の中から推薦を受けた、不二総合コン サルタント株式会社を選定した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	土木部河川課 （電話：053-457-2451）
24	令和元年度 市単独土木施設 災害復旧事業 浸水区域（安 間川流域）調査業務	技研測量株式会社	R1. 7. 23	1, 944, 000	浸水被害の状況把握は、現地に浸水痕跡が残 存する短期間に調査を実施する必要があるた め、「災害時における測量設計等業務委託に 関する協定書」第7条に基づき、災害応急業務 協力者へ要請するもの。依頼業者の選定につ いては、静岡県測量設計業協会へ上記に対応 できる業者推薦を依頼し、災害応急業務協力 者名簿の中から推薦を受けた、技研測量株式 会社を選定した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	土木部河川課 （電話：053-457-2451）
25	令和元年度 市単独土木施設 災害復旧事業 浸水区域（芳 川・馬込川流域）調査業務	株式会社中部総合コンサル タント	R1. 7. 23	3, 294, 000	浸水被害の状況把握は、現地に浸水痕跡が残 存する短期間に調査を実施する必要があるた め、「災害時における測量設計等業務委託に 関する協定書」第8条に基づき、災害応急業務 協力者へ要請するもの。依頼業者の選定につ いては、静岡県測量設計業協会へ上記に対応 できる業者推薦を依頼し、災害応急業務協力 者名簿の中から推薦を受けた、株式会社中部 総合コンサルタントを選定した。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	土木部河川課 （電話：053-457-2451）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
26	令和元年度都市計画道路整備単独事業（都）植松伊左地線（山下工区）電線共同溝に伴う設備工事（通信）	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 静岡支店	R1. 8. 27	18,726,400	架空線を電線共同溝へ連系する施設及び需要者の需要施設の引込設備箇所の調整は、電線管理者が行うものとされ、この調整が完了しなければ電線共同溝との接続ができない。エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社静岡支店は、「電線共同溝方式における設備工事の受委託に関する覚書」を平成17年7月29日付で浜松市との間に結んでいる。そのため、電線共同溝の参画企業であり、本業務の施工対象（連系設備）の電線管理者であるエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社静岡支店をこの覚書に基づいて1者特命とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部南土木整備事務所 （電話：053-457-1012）
27	令和元年度 道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（一）中部天竜停車場線（中部大橋）PCB廃棄物運搬処分業務	株式会社太洋サービス	R1. 9. 9	2,337,500	令和元・2年度の競争指名入札参加資格（3002廃棄物関係業務委託（収集・運搬）、3003廃棄物関係業務委託（処理業務））の認定を受けている業者が、株式会社太洋サービスのみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部天竜土木整備事務所 （電話：053-926-1561）
28	浜松市立中瀬小学校合併処理浄化槽汚泥抜取清掃業務	株式会社ハマセイ東海	R1. 9. 9	2,292,840	本業務は区域ごとに許可を持つ業者が1者しかなく、市の一般廃棄物処理実施計画（収集計画）において、該当地区で許可された業者は他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約（1者特命）とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2404）
29	令和元年度 浜松市教育ネットワークグループウェア運用保守業務	スズキ教育ソフト株式会社	R1. 8. 30	6,314,000	運用保守対象のグループウェアについては、スズキ教育ソフトが設計・構築等を行っている。 既存システムの運用保守は構築を行った同社でなければ行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 （電話：053-457-2403）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
30	R1.10導入 小中学校等パソコン等機器導入設定業務	遠鉄システムサービス株式会社	R1.9.20	25,058,000	機器類の導入を行うにあたり、一般競争入札により落札された業者が行う作業と既存機器類の保守業者が行う作業がある。既存機器類から新規機器類へのデータ移行作業や設定作業の一部は、既存機器類の保守業者でなければ行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
31	R1.10導入 小中学校等パソコン等機器保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R1.9.20	25,575,000	幼稚園、小中学校など一施設内には導入年度の異なる複数のシステムが混在し、それらが同一のネットワーク上に共存している。今回の業務を既特定役務の調達の手相手方以外の者から調達し、その者が保守対象システムを調整した場合、保守対象外システムの設定が代わってしまう可能性がある。このように単なる一システムの保守だけではなく、各システム間の調整面等で著しい支障が生ずる恐れがあり、最悪の場合には保守が出来なくなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
32	オリパラ教育地域拠点推進事業業務委託	オリパラ教育浜松市内大学連携協議会	R1.7.5	4,600,000	本市は、市と市内各大学との相互協力及び連携に関する協定を結んでおり、各大学が子供たちの豊かな成長の支援に参画する土壌がある。また、本事業は全国中核拠点の大学との連携で実施していくことが求められているものである。本市においても、子供たちにとって価値あるリソースの提供が可能な市内大学がそれぞれの大学の特徴を生かし連携してオリパラ教育を推進していくことが有効な手段である。市内には大学が複数あるが、本事業の目的を達成するために、各大学間で連携し、実施可能な団体は「オリパラ教育浜松市内大学連携協議会」以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 (電話：053-457-2411)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
33	浜松市開票速報本部及び浜松市中区開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社レンダー商会	R1. 7. 3	5,335,200	前2回の入札が不調となったことで業務に係る期間の確保が難しくなり、指名競争入札に付しては業務の目的を達成できなくなる恐れがあるため、本業務について十分に実績があり、かつ今回、中区開票区開票所となる浜松市立高校で業務を行った経験がある株式会社レンダー商会を一者特命とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
34	仕事研究ガイド等作成業務	中部印刷株式会社	R1. 9. 30	1,100,000	市内業者・準市内業者を中心に、広告宣伝業務を遂行できる事業者を指名してプロポーザルを行った結果、最も評価が高かったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	人事委員会事務局 (電話：053-457-2201)
35	令和元年度 農地台帳システムデータ作成業務委託	株式会社フジヤマ	R1. 9. 20	3,278,000	多量のデータのシステム一括取り込みなど、仕様書に示す内容が、システムを開発した株式会社フジヤマ以外は、技術的に対応不可となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	農業委員会事務局 (電話：053-457-2481)
36	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務（クレジット運用変更対応）	日本電気株式会社 浜松支店	R1. 9. 13	2,359,500	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
37	原委第10号 常光浄水場配水ポンプ分解点検業務	クボタ機工株式会社中部営業所	R1. 7. 19	1,760,000	保守・改修・データ入力後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
38	原委第16号 常光浄水場配水ポンプ電動機分解点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社	R1. 8. 28	1,980,000	特殊な試験機器を保有し、保守後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発・製造業者（代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む。）以外ではできないため、本設備の製作会社より点検業務を移管されている、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社静岡支社と随意契約（一者特命）としたい。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
39	令和元年度 北部上下水道課管内上水道施設遠方監視装置点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R1. 7. 22	1,342,000	遠方監視装置は、シンク・エンジニアリング株式会社で開発された独自のソフトや設備を使用しており、他業者ではソフトの解析は不可能である。このため、維持性能に係る点検は、監視装置の開発者でないとできないため。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
40	浜松市雄踏文化センター保管分低濃度PCB廃棄物収集・運搬及び処分業務	株式会社太洋サービス	R1. 7. 30	1,010,880	本業務は特別管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務であり、環境大臣の認定を受けた者が県内では当該事業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西區区振興課 （電話：053-597-1112）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
41	令和元年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	R1. 7. 1	1,600,000	雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であり、当該業務を行えるのは当団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	西区まちづくり推進課 (電話：053-597-1117)
42	令和元年度南区地域力向上事業次世代プレーリーダー養成講座等開催業務	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター	R1. 8. 1	1,199,999	受託者の選定方法は、募集要領をもとに企画提案を公募し、提出された企画提案書を審査し、より良い提案を選定する方式としたため。 【応募資格】 ①浜松市内に事務所を有する特定非営利活動法人であること。 ②定款に定める特定非営利活動の種類に子どもの健全育成を図る活動（特定非営利活動促進法別表（第二条関係）十三）または団体の連絡、助言または援助の活動（同 十九）を掲げていること。 ③応募時点で、浜松市入札参加資格登録（業務委託・賃貸借）を有していること。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	南区区振興課 (電話：053-425-1120)
43	令和元年度 浜松市天竜B&G海洋センター構造用集成材劣化調査業務	有限会社イーエス工房	R1. 7. 1	1,998,000	有限会社イーエス工房は、柱や梁等について構造用大断面集成材（木造）で構成された工法について専門的知識を有している。また、当該施設の休館が長期化しており再開に向け、早急に調査を実施する必要があることから、建設当時、当該建築物の構造設計事務所として従事し、現場の状況を熟知している必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0072)
44	市税及び国民健康保険料のクレジット等収納に係る住民情報システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R1. 8. 1	4,504,500	現在運用している住民情報システムは日本電気(株)のパッケージシステムであり、ソフトウェア等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外では改修業務を行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053 -457 -2261)